

【大使館からのお知らせ】新型コロナウイルス（オミクロン株関連情報、日本の水際対策強化）

在ナイジェリア日本国大使館  
令和3年11月29日

【ポイント】

- 報道によれば、カナダにおいて、ナイジェリアからの渡航者から同株が検出された由であり、インドネシアなどナイジェリアからの渡航を禁止する動きも出てきています。
- 日本政府は、11月29日、緊急避難的対応として、予防的観点から、当面1か月間、外国人の新規入国を停止する等の措置を講じる旨発表しました。
- オミクロン株の出現を受け、世界的に水際対策の強化が進められていますところ、今後の関連情報にも御留意いただき、引き続き感染予防に万全を期してください。

【本文】

1. ナイジェリアに関する変異株関連情報

(1) ナイジェリア疾病予防管理センター（NCDC）のアデチファ所長は11月28日夜の記者会見にて、ナイジェリアではオミクロン株は未だ検出されておらず、渡航者等のサンプル・シーケンス等監視を強化していると発表しました。しかしながら、11月29日の当地報道によれば、カナダ政府が、ナイジェリアからの渡航者2名からオミクロン株が検出されたと発表し、同株が検出された同国オンタリオ州保健当局は、ナイジェリア国内にて既にオミクロン株が出現している可能性を示唆した模様です。

(2) オミクロン株の出現を受けて、世界的に水際対策の強化が進められていますところ、インドネシアなどでナイジェリアからの渡航を禁止するという動きも出てきておりますので、御留意ください。

2. 日本の水際対策強化

日本政府は11月29日、緊急避難的対応として、予防的観点から当面1か月の間、主に以下の措置を講じると発表しました。

(1) 外国人の新規入国停止

11月30日（火）午前0時（日本時間）以降、外国人の新規入国を停止します（特段の事情（外交、又は、人道上の理由等）がある場合を除く）。

（注）同30日午前0時（日本時間）前に外国を出発し、同時刻以降に到着し

た者は対象としません。

(2) 有効なワクチン接種証明保持者に対する行動制限緩和措置の見直し

● 11月30日(火)午前0時(日本時間)以降、有効なワクチン接種証明保持者に対する行動制限緩和措置に係る新規申請受付及び審査済証の交付を停止します。(注)12月1日(水)午前0時(日本時間)以降の帰国者・再入国者等については行動制限緩和の対象としません。

● 12月1日(水)午前0時(日本時間)以降の帰国者・再入国者等について、有効なワクチン接種証明保持者に対する3日間停留措置の免除及び待機期間短縮措置(14日から10日)を停止します。

(3) モニタリングの強化等

オミクロン株に係る指定国・地域からの帰国者・入国者について、入国者健康確認センターの健康フォローアップを強化するとともに、変異株サーベイランス体制を強化します。

(4) 入国者総数の引下げ

12月1日(水)午前0時(日本時間)以降、日本に到着する航空便について、既存の予約について配慮しつつ、新規予約を抑制します。

(5) 措置の詳細は、以下の外務省ホームページを御参照ください。

[https://www.mofa.go.jp/mofaj/press/release/press3\\_000656.html](https://www.mofa.go.jp/mofaj/press/release/press3_000656.html)

3. このメールは、在留届にて届けられたメールアドレス及び「たびレジ」に登録されたメールアドレスに自動的に配信されております。

○在ナイジェリア日本国大使館(領事班/医務班)

Consular Section, Embassy of Japan

所在地: No.9, Bobo Street, Maitama, Abuja, NIGERIA.

電話: (234)(0)90-6000-9019

: (234)(0)90-6000-9099

(通常の電話受付時間: 土日祝日を除く、08:00~12:00、13:00~17:30)

メール: [visanigeria@la.mofa.go.jp](mailto:visanigeria@la.mofa.go.jp)

(了)